

人事院会議議事録

会議日

令和5年7月28日 金曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官

(幹事) 柴崎事務総長、米村総括審議官

(説明員) (職員福祉局)

荻野局長、大滝職員団体審議官、西職員福祉課長

議題

職員の勤務時間の改定に関する勧告

議事の概要

- 議題「職員の勤務時間の改定に関する勧告」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で了承された。

職員の勤務時間の改定に関する勧告について

令和5年7月28日
職員福祉局

本院では、昨年1月から本年3月にかけて、学識経験者により構成する「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会」を開催した。研究会では、今後の国家公務員の目指すべき働き方、より柔軟なフレックスタイム制等による働き方、テレワーク、勤務間インターバルの在り方といった検討事項について議論が行われ、本年3月に、最終報告が取りまとめられた。

フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するものである。

現行においてはフレックスタイム制が適用される職員のうち、子の養育又は配偶者等の介護をする職員等（以下「育児介護等職員」という。）に限り、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日（以下「ゼロ割振り日」という。）を設定することができることとされている。

しかし、単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を設けるニーズは一般の職員にも広く存在すると考えられる。

こうしたことから、柔軟な働き方の効果をより一層発揮させるため、ゼロ割振り日を設ける措置の対象を、育児介護等職員以外の職員（一般の職員）にも拡大することとする。

このための見直しは、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）の改正が必要となるため、国会及び内閣に対して、別紙のとおり、「職員の勤務時間の改定に関する勧告」を行うこととしたい。

参考資料 本年の勤務時間に関する勧告のポイント

以 上

職員の勤務時間の改定に関する勧告（案）

次の事項を実現するため、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）を改正することを勧告する。

1 改定の内容

各省各庁の長は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第6条第3項に規定する職員について、現行の同条第4項に規定する職員と同様に、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事院規則で定める期間ごとの期間につき勤務時間を割り振らない日を設け、及び当該期間につき同法第5条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることができるものとする。

2 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。

(2) その他所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

本年の勤務時間に関する勧告のポイント

概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。

(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)

(令和7年4月1日施行)

趣旨

- フレックスタイム制等の柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資する。
- 今般の措置は、これらの柔軟な働き方の効果をより一層発揮させるために行うもの。

活用例

想定されるニーズ

単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、大学院通学、地域活動 等

活用イメージ 例：1週目の月曜日を勤務時間を割り振らない日（ゼロ割振り日）とする

